

第1章 はじめに

1. 基本方針策定の趣旨
2. 基本方針の位置付け
3. 基本方針の期間
4. 基本方針の体系
5. SDGs との関係

第2章 本市における人権・平和をとりまく現状と課題**第3章 基本理念と4つの目指す「まち」**

1. 基本理念
2. 4つの目指す「まち」

第4章 人権・平和のまちづくりの推進

1. 人権施策の推進
 - (1) 人権教育・啓発
 - (2) 人権救済及び相談支援の体制
 - (3) 人権に配慮した環境整備
2. 分野別人権課題と施策の推進
 - (1) 共通事項
 - (2) 個別事項
3. 平和施策の推進
 - (1) 戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承
 - (2) 様々な団体等との平和交流

第5章 推進体制

1. 行政における推進体制
 - (1) 組織内の推進体制
 - (2) 市職員の人権意識の向上及び人権・平和のまちづくりへの参画
 - (3) スケジュール及び財源（予算）
2. 国立市人権・平和のまちづくり審議会
 - (1) 国立市人権・平和のまちづくり審議会の設置
 - (2) 国立市人権・平和のまちづくり審議会における審議
3. 公表と見直し
 - (1) 基本方針の公表
 - (2) 基本方針の見直し

第1章 推進計画の全体像

1. 推進計画の位置付け
2. 体系（基本条例・基本方針・推進計画の関係、他計画等との関係）
3. 推進計画の期間

第2章 推進計画の目指すまち**第3章 共通的な推進方策**

1. 人権施策の推進
 - (1) 人権教育・啓発の推進
 - (2) 人権救済・相談支援
 - (3) 人権に配慮した環境整備
2. 平和施策の推進

第4章 様々な人権課題への対応

女性
子ども
高齢者
しょうがいしゃ
感染症、疾病
被差別部落出身
外国にルーツのある人
性的指向、性自認
インターネット上の誹謗中傷
災害時要配慮者
アイヌの人々
ハラスメント
犯罪被害者
刑を終えて出所した人
職業
婚外子

様々な人権課題に対して
どのように対応していくか。

→市民の意識や実態等を踏まえ
計画立てが必要。

第5章 効果的な推進に向けた対応

1. 庁内の推進体制（推進体制、職員研修）
2. 進捗管理
3. 財政上の考え方